

# 平成25年度税制改正（税負担軽減措置等）見直し事項

（ 廃止 縮減 ）

No	1	府省庁名 国土交通省
対象税目	<input type="checkbox"/> 個人住民税 <input type="checkbox"/> 法人住民税 <input type="checkbox"/> 事業税 事業税(外形) 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他( )	
見直し項目名	同意保留地に係る譲渡所得の1,500万円特別控除制度の廃止	
見直し内容(概要)	<p>土地等につき、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法等にかかる同意保留地に対応する部分の譲渡があったとき、長期所得と短期所得のいずれも1,500万円の特別控除をする措置を廃止する。</p>	
関係条文	<p>地方税法 第32条、第53条、第72条の23、第72条の49の7、第72条の49の8</p>	
増収見込額	+16.4 (▲16.4) (単位：百万円)	
廃止又は縮減の理由	<p>当該特例措置は、各法律に定められた公共性の高い施設（公営住宅、公益的施設等）の敷地を土地区画整理事業の同意保留地として捻出した場合に適用されるものであるが、当該施設は公共団体等の通常の用地取得等によって整備される傾向がある。</p> <p>こうした状況に鑑みると、当該特例措置が政策目的の実現に向けた手段としての有効性が高いとは言い難く、「租税特別措置の見直しに関する基本方針」に従って、本措置を廃止することとしたい。</p>	